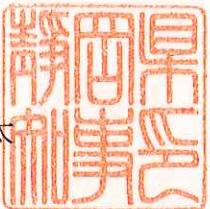


環生第295号
平成31年1月25日

G P S S ホールディングス株式会社
代表取締役 目崎 雅昭 様

静岡県知事 川勝 平太



「(仮称) 東伊豆町ふるさと風力発電所」に係る第2種事業の判定について(通知)

平成30年11月26日付けで届出のあったことについて、静岡県環境影響評価条例第8条第3項の規定に基づき、次のとおり判定します。

1 判定結果

静岡県環境影響評価条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がない。

2 理由

静岡県環境影響評価条例施行規則第6条に基づき、静岡県環境影響評価技術指針に定める判定基準により判定した結果、いずれの要件にも該当しないため。

3 留意事項

- (1) 地域住民等の関係者に対し、事業内容に関して十分な理解を得られるよう配慮して事業を実施すること。
- (2) 建設予定の風力発電施設の景観については、視覚的な圧迫感を軽減するよう環境融和塗装等により保全措置を講じること。
- (3) 鳥類について実態を把握し、影響を及ぼすおそれがある場合は、建設予定の風力発電施設に対応したバードストライク対策を講じること。
- (4) 東伊豆町長から別紙のとおり意見があることから適切に対応すること。

担当 くらし・環境部 環境局
生活環境課 環境影響評価班
電話番号 054-221-2255
FAX番号 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp



東伊企第449-1号
平成30年12月19日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

東伊豆町長 太 田 長



(仮称) 東伊豆町ふるさと風力発電所に係る第2種事業届出書に関する意見について (回答)

平成30年12月3日付け環生第249号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

1 第2種事業届出書に関する意見

- (1) 静岡県環境影響評価技術指針等に基づき当該事業について勘案した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとは認められないため、静岡県環境影響評価条例に基づく手続きは要しない。
- (2) 当該事業の実施予定地は既に町において3基の風車が稼働しており、土地の改変は最小限に収まると聞いているが、風車の規模の大型化、本数の増加も見込まれるため、それによる周囲への影響には事前協議、調査などで最大限の配慮を求める。